

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 事業者の皆さまへ

本稿では、新型コロナウイルス感染症に関する各種情報・支援策について紹介します。

- 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について（2～4頁）
- 群馬県「令和2年度6月補正予算（第2弾）」について（5頁）
- 家賃支援給付金に関するお知らせ（6～7頁）

※ 今回紹介した各種情報・支援策は修正・変更される場合もありますので、最新の情報確認をお願いします。

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について

※6月13日（土）以降

※事業者に対する以下の要請事項（1）（2）は、群馬県ホームページをとりまとめたものです。

（1）感染防止対策の徹底について

- ① すべての事業者において、「別表（次頁）」で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策を徹底。
- ② ガイドライン未作成の業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策を徹底。
- ③ 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドライン等を参考として、適切な感染防止対策を講じる。
- ④ ガイドライン作成にあたっては、以下の「作成例」や国がまとめた業種別ガイドラインなどを参考にする。

※県の「ガイドライン作成例」

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100154578.pdf> を参照



※県内の100を超える団体については、業界の特性に応じたガイドラインを作成し、県と覚書を結んだうえで、感染拡大防止に取り組んでいる。

「ガイドライン作成・覚書締結団体一覧」

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100157467.pdf> を参照



※国（内閣官房）ホームページ

「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf> を参照



(2) 勤務形態等について

- ① 「新しい生活様式の実践例（次頁）」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組みを実践。
- ② 高齢者施設や病院等については、面会の再開にあたって、適切な感染防止対策を徹底。

「別表」：適切な感染防止対策例

発熱者等の施設への入場防止	来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
	発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	来訪者は、接触確認アプリをインストールし、事業者は、それを促す
	事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)
	店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限
	イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「３密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

群馬県「令和2年度6月補正予算（第2弾）」について

6月25日に成立した群馬県「令和2年度6月補正予算（第2弾）」のうち、中小企業・小規模事業者に関係する事業を抜粋して紹介します。

事業名	6月補正 予算額 (千円)	事業内容
新型コロナウイルス 対応安全安心な店舗 認定制度 (経営支援課)	20,000	○商工団体と連携し、業界団体等が作成したガイドラインに基づき安全対策を行った小売や飲食サービス業などを営む中小・小規模事業者を応援する認定制度を創設。
ニューノーマル 創出支援 (経営支援課)	154,000	○ニューノーマルの視点から、上記認定を取得した小規模事業者等が連携し、新たに実施するモデル的な商業活動に対して補助。 ・補助対象者 小売・飲食サービス業等を含む複数(3事業者以上)の中小・小規模で構成される団体 ・補助対象事業 テイクアウト、デリバリー、移動販売車、共通チケットの導入等 審査会を開催し、モデル的な事業を選定 ・補助率 3/4以内 ・上限額 1,000千円
(中小企業振興資金特別会計) 制度融資(新型コロナ ウイルス感染症対応 資金) (経営支援課)	—	○国の経済対策により制度融資に追加した新型コロナウイルス感染症対応資金(融資枠2,000億円)について、国の2次補正予算に対応して、融資限度額を拡充。 ・融資限度額 現行3,000万円→拡充後4,000万円
オンライン販路開拓 支援強化 (地域企業支援課)	77,805	○ニューノーマルに対応するため、デジタルツールを最大限活用し、バーチャル展示場などの新たな販路拡大支援の仕組みを構築。 ①群馬のものづくり企業のための「バーチャル展示場」の構築 77,105千円 ・技術PRやマッチングの場としてのデジタルプラットフォームを構築し、約700社の常設展示を可能とする場を用意 ・商談に繋がる効果的な展示とするため、アドバイザーにより、デジタルプラットフォームでのPRツールのブラッシュアップを支援 ②WEB上での展示会・商談会、セミナーの開催 700千円 ・プラットフォームを活用し、展示商談会を開催 ・WEBセミナーを配信
中小企業における テレワーク推進 (労働政策課)	54,640	○県内中小企業のテレワーク導入を推進するため、国で実施している新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク助成金について、県が上乗せ補助を実施。 ・補助上限額 500千円(国：1,000千円) ・補助率 1/4以内(国：1/2) ・現計予算額10,000千円→補正後予算額64,640千円(+54,640千円) 国への申請状況を踏まえ、県予算額を増額。 ・申請見込件数 320件

家賃支援給付金に関するお知らせ

経済産業省・中小企業庁

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、

- ・ **1ヵ月**で前年同月比**▲50%以上**または、
- ・ **連続する3ヵ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法

申請時の直近1ヵ月における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+〔支払賃料の75万円の超過分×1/3〕 ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+〔支払賃料の37.5万円の超過分×1/3〕 ※ただし、50万円(月額)が上限

お問い合わせ・相談窓口

家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

受付時間 平日・休日 8:30～19:00

(8月末まで全日対応／9月以降：平日・日曜対応（土曜日・祝日除く）)

※詳細につきましては、

「家賃支援給付金専用ポータルサイト（<https://yachin-shien.go.jp/>）」をご覧ください。



法人

申請の前に準備！

個人

まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較するすべての事業年度の確定申告書類	以下すべて
- 確定申告書別表一の控え（1枚） - 法人事業概況説明書の控え（両面） ※ 申請にもちいる売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。 ※ 確定申告書別表一の控えには、収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。 ※ e-Tax にて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。	
申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など	以下のいずれか
- 経理ソフトから抽出した売上データ - 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ - 手書きの売上台帳のコピー ※ 2020 年□月と明確に記載されていることをご確認ください。	
賃貸借契約書の写し	
賃貸借契約書の契約書の写し ※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020 年 3 月 31 日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。	
直前 3 か月間の賃料の支払い実績を証明する書類	
銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3 か月分）など ※ 該当する振込が分かるよう対象箇所に印をつけてください。	
給付金の振り込みをする口座情報	以下すべて
- 法人名義の口座通帳の表紙（法人の代表者名義も可） - 法人名義の口座通帳をひらいた 1・2 ページ目の両方	
誓約書	
自署の誓約書 ※ 代表者の方の自署が必要です。	

次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は	スマートフォンの場合は
必要書類をスキャンしてパソコンに取り込んでください。	必要書類を撮影して写真をスマートフォンに保存してください。
	
※ 形式は「PDF」「JPG」「JPEG」「PNG」のいずれかでお願いします。	※ 細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する 2019 年分の確定申告書類	以下すべて
2019 年分の確定申告書第一表の控え（1枚） - 月別売上の記入のある 2019 年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（2枚） ※ 確定申告書別表一の控えには、収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。 ※ e-Tax にて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。	
申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など	以下のいずれか
- 経理ソフトから抽出した売上データ - 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ - 手書きの売上台帳のコピー ※ 2020 年□月と明確に記載されていることをご確認ください。	
賃貸借契約書の写し	
賃貸借契約書の契約書の写し ※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020 年 3 月 31 日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。	
直前 3 か月間の賃料の支払い実績を証明する書類	
銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3 か月分）など ※ 該当する振込が分かるよう対象箇所に印をつけてください。	
給付金の振り込みをする口座情報	以下すべて
- 申請者本人名義の口座通帳の表紙 - 申請者本人名義の口座通帳をひらいた 1・2 ページ目の両方	
本人確認書類の写し	以下のいずれか
- 運転免許証（両面） - 個人番号カード（オモテ面のみ） - 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） - 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面） 上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでかわりすることができます。 - 住民票の写しおよびパスポートの両方 - 住民票の写しおよび各種健康保険証の両方	
誓約書	
自署の誓約書 ※ 代表者の方の自署が必要です。	

次に、必要書類をデータ化してください。

左を参照ください。